

---

## 8 両立支援等助成金

---

### (3) 介護支援取組助成金

---

雇用保険法（昭和49年法律第116号。）第62条第1項第5号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号（以下「雇保則」という。）第115条第1項第1号及び第116条の規定に基づく介護支援取組助成金（以下「助成金」という。）の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 0100 趣旨

0101 趣旨

0102 適用単位

#### 0200 支給要件

0201 支給対象事業主

0202 不支給要件

#### 0300 支給額

0301 支給額

#### 0400 支給申請

0401 支給申請書の提出

0402 支給申請書の受付

#### 0500 支給決定

0501 支給決定等の通知

0502 支給台帳の作成

#### 0600 返還

0601 返還

#### 0700 附則

0701 施行期日

---

**0100 趣旨**

---

**0101 趣旨**

仕事と介護の両立支援の推進のため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に対する介護支援取組助成金の支給により、職業生活と家庭生活の両立支援に対する事業主の取組を促し、もってその労働者の雇用の安定に資することを目的とする。

---

**0102 適用単位**

助成金は、事業主等单位で支給するものであり、事業所単位で支給するものではない。

---

## 0200 支給要件

---

### 0201 支給対象事業主

次のいずれにも該当する事業主に支給するものとする。

イ 仕事と介護の両立に関する取組を行っていること。

仕事と介護の両立に関する取組とは、次の(イ)～(ハ)の全ての取組をいう。

(イ) 労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握

労働者の仕事と介護の両立に関する実態把握は、平成27年4月1日以後に、厚生労働省が指定する所定の調査票に基づいて、その雇用する雇用保険被保険者に対するアンケート調査により実施するものであること。

その際、調査対象は原則として、その雇用する雇用保険被保険者全員とする。ただし、常時雇用する雇用保険被保険者の数が100人以上の事業主については、少なくとも100人以上の雇用保険被保険者を調査対象とすること。

また、当該アンケートについては、回収率が3割以上または回収数が100以上であること。

なお、アンケート実施後は、当該アンケート結果を集計し、「介護支援取組助成金 アンケート調査結果報告書」(【介】様式第2号)によりとりまとめること。

(ロ) 介護に直面する前の労働者への支援

介護に直面する前の労働者への支援は、平成28年4月1日以後に、以下のいずれも実施することをいう。

a 厚生労働省が指定する資料に基づく、人事労務担当者等による研修の実施

研修実施後は、当該研修結果について、「介護支援取組助成金 研修実施結果書」(【介】様式第3号)に記録すること。

b 厚生労働省が指定する資料に基づいた周知

(ハ) 介護に直面した労働者への支援

介護に直面した労働者への支援は、仕事と介護の両立に関する相談窓口の設置及び周知をいう。

なお、周知については、平成28年4月1日以後に、上記(ロ)bにおける資料において実施するものであること。

また、相談窓口については、必ずしも全ての事業所に設置されている必要はないが、全ての事業所の労働者が相談できる体制となっている必要があること。

(イ)～(ハ)の実施に当たっては、必ず厚生労働省が指定する様式を使用すること。

原則として、当該様式の内容を一部削除する等の修正は行わないこと。ただし、内容の追加についてはこの限りではない。

ロ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)第2条第2号に規定する介護休業の制度及び同法第23条第3項に規定する所定労働時間の短縮等の措置について、労働協約又は就業規則に規定していること。

ハ 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のためのシンボルマーク(愛称「トモニン」)の作成の趣旨に基づき、仕事と家庭の両立支援についての取組を紹介するサイトである「両立

支援のひろば」に介護休業関係の両立支援の取組を登録していること。

---

## 0202 不支給要件

支給対象事業主からの支給申請であっても、第1共通要領0302に定めるもののほか、次のいずれかに該当する場合には助成金を支給しないものとする。

イ 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）の重大な違反があることにより、当該事業主に助成金を支給することが適切でないと認められる場合

なお、育児・介護休業法の重大な違反については、支給決定までの間に行われたものを含む。

ロ 支給申請時点で育児・介護休業法に違反し、同法第56条に基づく助言又は指導を受けたが是正していない場合

ハ 本助成金の申請に当たり、故意に支給申請書に虚偽の記載を行い又は実態と異なる偽りの証明を行った場合

なお、本行為について、都道府県労働局長（以下「管轄労働局長」という。）が特に悪質であると認めた場合は、第1共通要領0205の不正受給に該当するものとみなす。

---

## 0300 支給額

---

### 0301 支給額

支給額は、1事業主当たり60万円とする。

なお、上記の金額は、1事業主について1回に限り支給する。

---

## 0400 支給申請

---

### 0401 支給申請書の提出

助成金の支給を受けようとする事業主は、0201イにおける全ての取組を完了した日の翌日から2か月以内に、「両立支援等助成金（介護支援取組助成金）支給申請書」（【介】様式第1号）に次のすべての書類の写し及び支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）を添付の上、申請事業主の人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所（以下「本社等」という。）の管轄労働局長に提出するものとする。

なお、支給申請は、支給対象労働者が生じた事業所にかかわらず、本社等が行うものとする。

また、必要書類について原本の写しを提出する場合に、管轄労働局長の求めるところにより事業主

等による原本証明を付すこと。

#### イ 労働協約又は就業規則及び関連する労使協定

育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業の制度及び同法第23条第3項に規定する所定労働時間の短縮等の措置を規定していることが確認できる部分（なお、育児・介護休業法第2条第2号に規定する介護休業以外の介護休業の制度を規定している場合は当該部分も含む。）

具体的には、本社等の労働協約又は就業規則を添付すること。

就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められており、労働者に周知されていることを確認できる書類（例：労働者代表の署名があるもの）を添付すること。

#### ロ 仕事と介護の両立に関する取組内容を証明する書類及び取組を行った日付が分かる書類

(イ) 0201イ(イ)における実態把握に使用したアンケート調査票及び「介護支援取組助成金 アンケート調査結果報告書」（【介】様式第2号）

(ロ) 0201イ(ロ)aにおける研修に使用した資料及び「介護支援取組助成金 研修実施結果書」（【介】様式第3号）

(ハ) 0201イ(ロ)b及び(ハ)における周知に使用した資料及び周知を行った日付が分かる書類

なお、上記イについては、既に当該申請を行ったことのある事業主で、その内容に変更がない場合は、再度の提出を必要としないものとする。

---

### 0402 支給申請書の受付

第1共通要領0402に定めるほか、郵送（簡易書留を必須とする。）により提出されたものについては、消印の日付をもって支給申請日とすること。

また、当該支給申請書を受け付ける際は、受付印を押した後、その写しを当該事業主に返戻するものとする。

---

## 0500 支給決定

---

### 0501 支給決定等の通知

管轄労働局長は、助成金の支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金支給決定通知書」（両立等共通様式第1号）により、また、不支給の決定をした場合は、「両立支援等助成金不支給決定通知書」（両立等共通様式第2号）により申請事業主に通知するものとする。

また、第一共通要領 0703 に定める不支給措置期間の通知は、「両立支援等助成金不支給措置期間通知書」（両立等共通様式第3号）により、当該事業主に対して通知するものとする。

---

### 0502 支給台帳の作成

管轄労働局長は、事業主から提出された支給申請書を受け付けた場合は、「両立支援等助成金支給台帳（介護支援取組助成金）」（【介】様式第4号）を作成し、所要事項を記載するものとする。

---

## 0600 返還

---

### 0601 返還

管轄労働局長は、助成金の支給を受けた事業主が、第1共通要領 0801 に定める場合のほか、支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合は、支給した助成金の全部又は一部に係る助成金の支給決定を取り消す決定を行い、支給された助成金を返還させるものとし、「両立支援等助成金支給決定取消・返還通知書」（両立等共通様式第4号）により、当該事業主に対して支給決定を取り消し、取り消しに係る助成金を返還させる旨の通知を行うものとする。

---

## 0700 附則

---

### 0701 施行期日

本要領は、平成28年4月1日から施行する。